

## 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人康和会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人康和会（以下「当法人」という。）の定款第10条、定款第18条の規定に基づく評議員、役員の報酬等の基準及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第5条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第18条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

2 常勤役員に対しては、報酬、諸手当、通勤交通費を支給し、金額は次の通りとする。ただし当法人各施設の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬、諸手当は別表第2に定める基準に基づく額を支給する。
- (2) 通勤交通費は、給与規程に定める通勤手当支給基準に準じて支給する。
- (3) 費用は旅費規程に基づき実費を精算する。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等当法人業務への出席の都度、別表第3に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用などは現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 当法人は第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。但し、旅費については近接地外の出張に関するものを対象とし、旅費規程に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2019年4月1日より施行する。

別表 1 (評議員の報酬)

用 務 の 内 容	日 額
評議員会への出席	15,000 円(税抜)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000 円(税抜)

別表 2 (常勤理事の報酬等)

常勤理事の定義	ここでいう常勤理事とは、理事長・常務理事・理事のことをいう。
報酬規準	常勤理事の報酬については、その総額は、当該理事の前職における給与あるいは報酬等を規準として、相当な金額を決定し、その範囲内で算定した額を報酬等として支給する。
備 考	常勤理事が、出向に関する契約書に定める出向役員である場合は、第 3 条の第 2 号に定める報酬・諸手当相当額を事務協力費として当法人が負担する。

別表 3 (非常勤役員の報酬)

職 務	用 務 の 内 容	日 額
理 事	理事会等会議への出席	15,000 円(税抜)
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000 円(税抜)
監 事	監事監査等への出席	30,000 円(税抜)
	理事会、評議員会等会議への出席	15,000 円(税抜)
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000 円(税抜)